

『働き方改革』に取り組む 事業主の皆様を 無料で支援します

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

※ご相談内容例

助成金を活用したいが、利用できる助成金が分からない

賃金引き上げに活用できる国の支援制度を知りたい

就業規則を改正したい

36協定について詳しく知りたい

コロナ関連の助成金の手続き方法を教えてほしい

同一労働同一賃金の対応について教えてほしい



同一労働
同一賃金
対応

パート・有期適用

2021年4月から中小企業でも

正社員と非正規雇用労働者の間の
不合理な待遇差は禁止になります！

社会保険労務士等の専門家が最大6回まで事業所を訪問し、支援を行うことも可能です。(裏面に申込書)

電話、FAX、
メールにより
相談を受付

(一社)石川県繊維協会

FAX : 076-268-8455

申込書受領後、訪問日時等のご相談の連絡をいたします

企業への訪問相談申込書

令和 年 月 日

貴社名		ご担当者	
部署		TEL	
所在地		FAX	
e-mail			

訪問相談の希望日時

いつでもよい

希望あり (希望日時をご記入ください)

※申込日より1週間以降の日をご記入ください (それより早い日をご希望の場合はご相談ください)

第一希望

第二希望

月 日 (曜日) 時

月 日 (曜日) 時

相談内容

- 働き方改革関連法の説明 労働時間関係 年次有給休暇 同一労働同一賃金
 人手不足関係 助成金関係 コロナ関連の支援策
 その他 (具体的な相談内容をご記入ください)

【個人情報の取り扱いについて】

ご記入いただいた個人情報は、ご本人の同意なく、働き方改革関連の事業以外での使用や第三者への提供または開示をいたしません。

(一社)石川県繊維協会

電話 : 076-267-2171

Fax : 076-268-8455

メール : tafric@ita.or.jp